

余戸論

新野直吉

【要約】 多少の異論はあつたが、従来余戸は戸令為里条の第一句の義解に「若満六十戸者、割十戸立一里、置長一人」とある、十戸の里のことであるとされるのが通説であつた。然るに出雲風土記その他の史料によると、余戸は郷（令条の里）でも里（こざと）でもなく、通常の郷里のわく外に存在する村落としての取扱いをうけている。すなわち余戸は郷でも里でもないのである。

この様な性格の聚落をたずねると、戸令為里条の後段「若山谷阻險、地遠人稀之処、隨便置置」という規定の、「隨便置置、謂、廿五戸以上、但不足廿五戸以上者、不置長、以保長催駟耳」という解義があつて、この保長催駟の「準里戸集団」こそがまさしく余戸であると考えられる。地理的条件を尋ねても、余戸は山谷阻險であり、或いは地遠であつて、恐らく人稀でもあつたらう処に限つて存在している。

はじめに

余戸が律令制下に、里（靈亀以後の郷）の編成上生じた戸集団であることは確かであるが、その發生の仕方や実態などについては、必ずしも疑義の存しないわけではない。勿論通説的には、余戸の成立についてはほぼ何の慮りもなく定説らしいものが存在しているのであるが、私にはそのま

まではどうも納得しかねるところも少なくなく、多少積極的に私考する処もあるので、ここにそれを発表してみたい。

一 余戸成立についての従前の説によせて

余戸というものが、どのようにしてできたのかということについては、諸先学に種々の説が存するが、曾我部静雄博士が「餘戸考」^①においてのべられる処は、まず従前の通

説的一般論を最もよくまとめられたものといつて良いと思
う。

博士は伴信友の『若狭旧事考』・内山真龍の『出雲風土
記解』・井上通泰の『播磨風土記新考』・植木直一郎の『国
史辞典』餘戸の項の四説を引き、

いづれの説も、養老の戸令、為里の条及びこれが養解の解釈によ
つて、五十戸一里の制度に於いて、それが六十戸乃至はそれ以上
になつた場合、十戸乃至はそれ以上の戸を割いて別に里を立て、
それを余戸里としたと述べてゐる。

この余戸里成立に關する四氏の解釈は妥当なもので、一里が六
十戸乃至はそれ以上に増した際、五十戸を差引いた残りの十戸乃
至はそれ以上の戸を以て余戸里を造つたものと思はれる。この造
つた事實は確かなものであつて、私としてはこれに対して何も反
對を唱へる要は少しも存しない。がしかしこのやうな余戸里を造
るのが、令制より見て果して妥当なものであつたらうか。私は敢
へて否と答へるものである。

と論ぜられて、養老戸令為里条で五十戸を越して六十戸以
上になつた里から、十戸以上を割いて立てた里が余戸であ
ることを認められたのである。

ところがまた、これらに対して、村山光一氏においては、

通説的な「割り余り」説には満足されず、「一郡を範圍と
して里を編成していつた、その最後の割り余り」といふよう
に考えねばならない」といふ、一郡を単位とした限定的な
説を樹てられるのである。

曾我部博士は通説を認められたけれども、右の論に更に
つづけて、余戸が成立することの法的根拠については、養
解の説の不当であることを指摘し、その不当の解の生じた
原因を、郷里制、村制の並存する唐令について、村制の
無き我が国において当時の明法家達が、理解不充分のため
に法意を誤解したのであると論ぜられるのである。しかし
て実は私の疑いも亦博士の不当と断ぜられた明法説につい
て、検討して見ることが誘因となつて生じたものである。

けれども植木説は曾我部博士が引用された、他の三説と
は違ふ処がある。すなわちそれは「上代五十戸に満たず里
を編制し能はぬ残餘の戸をいふ」というのであり、同じく
植木博士の大日本文庫本『風土記集』にも、出雲意宇郡余
戸里条の標註に「一郷と為すには戸数の足らぬものを餘戸
として、里をなす」とあるのなどを考え合せると、余戸を
郷里制の里とする^④ようである、他の説の如く十戸以上を分離し

た里（郷）であるとするわけではない。前者の残餘の戸という表現が果して具体的にはどんなものを意味するのかは、暫く詳にし難い節もあるが、やはり一郷と為すには戸数の足らぬものを示す同義語と見てよいのであろう。

この植木説に近似しているとして良いものに田中卓氏の説がある。即ち余戸を里の一種として、「靈龜元年以後の郷里制にあつては三里一郷を原則とするのに対して、二里（一里不足）の場合には之を餘戸里として独立させた」と考へるものである。

植木説や田中説と異なる点もあるが共通性もあるものに、秋本吉郎氏の説がある。それは「五〇戸を一郷として郷を立てるとき一郷を立てるに至らない余分の端数の民戸。その端数によつて郷また里とする」と云うので、これもその余分のよつて来る所以がはつきりしないけれども、何れにしても余戸には郷（令条の里）と里との二種類があるということになる考へである。

また村山光一氏も「山背愛宕郡・河内国石川郡・但馬国気多郡の餘戸は夫々郷となつてゐる。これらは早くから一人前の郷とみなされてゐるわけであり……、その戸数はか

なり多かつたとしなければなるまい。ところが、出雲国の餘戸は、既に明らかかなように、四郡共餘戸里となつてゐる。これは餘戸郷とするにはどうしても戸数が少なすぎるので、里とされたものであろう。」といつて、明らかに秋本説と同様に、郷と里とがあるという立場をとつておられる。

さてこれまで観て来た諸説は、それぞれ喰いちがいはあつたにしても、何れも戸令為里条にもとづいて、郷（令条の里）編成上戸数の過不足問題に関わつて余戸の生じたことを指摘するものであるが、これとは全く質のちがつた説があるので、それを紹介し私見をのべたい。それは板橋源氏の説である。氏は「和名類聚抄陸奥出羽余戸考」の論中において、高山寺本和名抄にもとづいて、余戸を「斑田に与らない特殊な村落」と規定されたのである。佐藤仁氏も指摘された如く、このような考へ方は、『俚言集覽』など以来の余戸論の一方の傳統的立場に位置するものではあるが、やはり誠に特殊の説であるといわざるを得ない。そしてそれには同じ難いことなので、私はその旨を表明して置いたことがあるのである。

以上とりあげた諸説に対し、戸令と高山寺本倭名抄の両

者にまたがつて注目を発し、見解を立てられた一つの説は
 勿に吉田東伍博士にある。私は寡聞にして今までこの博士
 説を存知しなかつたのであるが、本稿を草するに当つて
 『大日本地名辞書』の書中に於いて初めて知つたのである。
 即ちもと出雲国意宇郡の余戸にあたる八束郡筑陽郷の項に
 おきて、

……余戸里の記載を通考計較するに、余戸は

戸令云、凡戸以五十戸為里、每里置長一人、若山谷阻險、地遠人
 稀之処、隨便量置、義解云、謂若滿六十戸者割十戸立一里、置長
 一人、其不滿十戸者、隸入大村、不須別置也、又若滿十戸者、依
 上法立別里、若不滿、令伍相保、付於大村也、
 とある隨便量置の別里に當るや明白也^⑩

と云つて、義解を引き隨便量置の里を余戸として居られる。
 博士のここに引用せられし令条本文と義解の表記の形は、
 我々の通常用いる形と異つてはいるが、何れにしても隨便
 量置の里は、山谷阻險地遠人稀の処に適用される便法であ
 るから、博士の考えられる処は、六十戸以上より十戸以上
 を割き立てた里とする通説とは違つているのである。更に
 博士は、播磨国飾磨郡の余戸について、

今余部村是なり、……、風土記に漢部里と云ふに當る。曰「漢部里、
 右称漢部者、讚芸国漢人等、到来居於此処」とあり、此漢はアマ
 と訓み、讚岐に阿野郡あるに想合すべし、而も其あやべを和名抄
 に余戸に作る事頗疑ふべし、丹波桑田郡にも漢部郷ありて、後の
 余部村にあたる。然らば漢字はアマとよむへく、(漢河をアマノ
 カハと訓む例によりて)古へは漢土より帰化の蕃人をアマとも呼
 べるに似たり、臆断の恐なきにあらねど、録して後の補正をまつ。
 但余戸は此に於て戸令義解に見ゆる別里の義にあらず、和訓栞に
 も余戸は別里なるべしと云はれたれど、疑惑なきに非ず、盖和名
 抄の余戸余部は海部漢部を混同し、戸令并に風土記の隨便量置の
 別里余戸をのみ指すにあらず、されば同書高山寺本に「不入斑田
 謂之余戸」と説きたり、不入斑田とは法外荒服の部民に、墾田の
 私宥を聴し、斑援改動せざるを云ふ歟^⑪

と論ぜられた。ここにおいて考えると右に引いた、高山寺
 本による板橋説のようなあり方は、この吉田説に従う時、
 我々の云う令制の余戸に関して立てらるべきではなく、海
 部・漢部などについてこそ、妥当であるといふことになる
 らしいのである。しかし吉田説においても余戸が里(令条
 の里「郷」)であるとする事は通説に等しいわけである。

⑩ 『日本歴史』三四号(昭和廿六年三月号)。

② 村山氏「余戸について」『史学』第三十一卷第一〜四号三四四頁。

③ 大日本文庫本風土記集九七頁。

④ 風土記研究会『第十七回例会記録』一三頁。

⑤ 岩波版日本古典文学大系本風土記九五頁標注二八。

⑥ 同②の三六〇頁。

⑦ 『岩手史学研究』一三三號。

⑧ 佐藤仁氏「律令時代に於ける郷の分割について」『弘前大学
國史研究』創刊号。

⑨ 「板橋教授の『余戸考』によせて」『岩手史学研究』一五號。

⑩ 該辭書一〇二四頁。

⑪ 同右八八四頁。

二 郷里制上の余戸の位置

余戸なるものが主として表れる古代史料は、古風土記・賦役令集解仕丁条古記・倭名鈔（二十卷本）などである。

倭名鈔では勿論一般の郷と同列の郷名として扱っているのであるが、これはやや後世の撰であるから、律令制の盛時の余戸については、後述するごとくに、伝える処必ずしも正確ではない。然るに古風土記中最も完全なる伝来度を有する出雲風土記には、天平時の余戸について極めて明確に識す処が伝わるのである。即ち出雲風土記によると、^①冒

頭に

九郡 郷六十二里八百 余戸四 駅家六 神戸七十一

とあつて、駅家や神戸と共に、これは郷数の外にあることを示している。すなわち余戸は令条の云う里（靈屯以後の郷）ではないのである。しかし余戸は各郡地名の項に見る通り、「余戸里」と呼ばれていたから、駅家・神戸の如き、ある目的をもつて施設せられたものではなく、実態は、村落をごく普通に示し古くから里の文字を当てている「さと」の語にふさわしい、普通の村落であつたと見られる。村山氏が前掲の論文に於いて、「天平十一年出雲国大稅賑給歴名帳」による神門郡伊秩郷（余戸の後身）の「語部姓」の多い実情や、風土記の記す「波須波社」が同地域内にあると認められることや、意宇郡の余戸の地にも「調屋社」があつたことなどを論じ、「語部姓の戸を核とする小さな自然村落が、そのまま余戸里とされているらしい」「余戸の地に社があるという例をいくつか認め得るとすれば、余戸の内に自然村落が生かされているのではないか」などと云つて居られるのも、この点に関する私見とほぼ同じ考を示すものようである。

しかも余戸は、郷ではないと同様に里でも無かつたのである。それは意宇郡の餘戸里の条を見ると、

郡家正東六里二百六十步依神龜四年稱戸、大二里、故云餘戸、他郡亦知之、

あつて、余戸は「神龜四年に郷（令条の里）を編成した時にできて、里二つだけの大きさ」であるという説明になり、それが里そのものではないことを示しているからである。

かりにこの「大二里」なる割註の句が、伝本によつて記述の一定しないという問題を持つとしても、里は既に郷（令条の里）の下に編制せられて存在するものであるから、郷の下からは捌き出された形で、そのわく外に記される余戸は、郷の下に数を明示せられる里とは本質的に全くちがうものなのである。後にも見、前にも触れたように、余戸は条件が満たされれば当然のこととして単独で正式の郷に昇格し得る（事実している）のである。里がその上級の郷に、単独で昇格するということは原則的に考えられないことであるから、余戸はそれ自体独自の存在で、里よりは上の層級にあり、むしろ郷とならび得るに近い立場を持つたものとしなければならぬ。

勿論既に言及した如く、余戸は郷であるとすると学説も多

く、事実倭名鈔においては餘戸は郷名となつてゐるし、其の他にも「餘戸郷」なる地名は存在したのである。だが、これは余戸のあつたことから、それがその土地の地名に転化したために生じた郷名であつて、決して余戸が郷であつたということの証拠になるものではないのである。出雲風土記や同国天平十一年歴名帳の狭結・多伎などの駅が、倭名鈔でそのまま狭結郷・多伎郷となつてゐるというのが如きであるにすぎない。そしてこのような行き方は、佐藤氏が丹念正確に摘出された、河内丹北郡余戸郷（養老六年）・山背愛宕郡余戸郷（神龜二年）・播磨賀胡郡余戸郷（天平三年以前）・河内石川郡余戸郷（天平五年）・但馬気多郡余部郷（天平宝字六年）・越前坂井郡余戸郷（天平神護二年）などの如く、既に奈良朝前期からの例を見ることがができる。これらのうちで河内丹北・山城愛宕・河内石川・但馬気多などの諸郡の余戸は、倭名鈔に郷名として残らないが、或いは郡域の移動によつて倭名鈔では他郡に属するものもあるかもしれないが、多くは奈良朝前期などの早くより余戸郷に昇格したこれらのものは、倭名鈔に誌すまでの間に、更に人口増大し、分割などして、郷名が改まつてしまつたものであろう。

このように地名化した余戸が一応そのまま郷名になつたものも多いのであるが、前にも触れたように出雲神門郡の風土記に見える余戸が、天平十一年の歴名帳では伊秩郷となつていたのであり、中には昇格の際初めから名が改められて郷になつたものもあるのである。即ち余戸が郷になる時には、その称名形式に二様あることがわかるのである。

賦役令集解仕丁条古記で余戸の語の出るところに、「餘戸二里」なる用法がある。これ亦出雲風土記の「餘戸里」なる記載にひとしい。この古記は天平九年から同十二年八月までの間に成つたものであることは、法制史学者の研究によつて既に明らかにされる処である。だから、天平の頃に余戸を数える場合に、里の文字を以て表わすことの行われていた事はここでも知られるのである。

また伯耆国風土記逸文の粟島条に「餘戸里」とあるのも、その成立時期が和銅度のものか、延長度のものか明確ではないが、もしこれが靈龜以後の成文にかかるものであれば（その可能性は極めて強いと思う）、余戸の郷ならざる傍証の一つにもなり得よう。

以上私は一般に先学も注目した主として奈良朝の史料に

よつてのみ余戸の郷（令条の里）や里こさとに非ざることをのべて来た。けれどもその頃にはまた史料に、郷と里こさと（こさとに非ず令条の里）との文字が、混用されていた時期の存在したことを示す例も少くないので、なお異論の介在する余地も存しようから、ここでは全く時代を異にする平安朝の史料を加えて、私見の抛る処を示そうと思う。

元慶四年三月廿六日の格に引く讃岐国解によると、讃岐国山田郡のことをのべるところで、

山田郡十郷余戸、課口一千七百六十、……

として、余戸は郷の外に数え記されている。同じく元慶八年十月十七日の格によれば、伊豫国喜多郡と久米郡とは、共に三ヶ郷ずつしか無いことを示している。ところが久米郡には、倭名鈔によると天山・吉井・石井の三郷の外に、神戸・余戸の両郷がある。即ち倭名鈔に郷として取扱われるべき余戸は、神戸と共に元慶には郷の外に処置されている。この二史料は、天平の出雲風土記と軌を一にしている、余戸が郷でないことを示すのである。そして更にはそれと共に、余戸が郷の下に属して里こさととして取扱われたものではないことをも明示するものである。というのは、里こさとが郷の下

に制度的に存在したのは、天平十一年末から十二年初頃までであるというのが定説であるから、もし余戸が里こゝろであつたとすれば、前者山田郡では元慶にはもう名を格に表わすべきではないし、一方後者久米郡においては、元慶には余戸はもう三郷の中に含みこまれてしまつていた筈であるから、倭名鈔に至つて郷の名となつて独立存在すべき余地は無いわけだからである。

- ① 風土記の記事は、日本古典文学大系本を主とし大日本文庫本を参照したが、出雲風土記については、田中校訂本(『出雲風土記の研究』所収)を主として他を参照した。以下同じである。
- ② 「餘戸について」の第五の項。
- ③ 田中卓氏「出雲風土記の成立」(『出雲風土記の研究』所収)六六二頁参照。
- ④ 佐藤仁氏前掲論文。
- ⑤ 日本古典文学大系本四八〇頁。
- ⑥ 岸俊男氏「古代村落と郷里制」(『古代社会と宗教』所収)など参照。
- ⑦ 新訂 国史大系本類聚三代格前篇三一五頁。
- ⑧ 同右三一三頁。
- ⑨ 倭名鈔は正宗纂訂本倭名類聚鈔を使用した。以下同じ。
- ⑩ 同⑥岸氏論文。

三 養老戸令為里条の解義

前項で私は余戸が郷すなわち令条に云う里では無いことについてのべた。これを前提にして、戸令為里条の問題となる当該句を、各句毎に義解をも加えてみる(白文は令条文。仮名まじり文は義解の読下し)と、第一、二句と第一句の義解とは

凡戸以五十戸為里。每里置長一人。

謂ふは、若し六十戸に満つれば、十戸を割きて一里を立て、長一人を置く。其れ十家に満たざれば、大村に隸け入れて、須く別置すべからざる也。

と云うのである。

第一項にあげた如き、古來論者が余戸成立の原因として指摘する、六十戸以上に達したため、割かれて独立した十戸以上の戸集団は、小さいながら立派な里であつて、前項で私が余戸の性格として指摘した里(改称後郷)ならざる戸集団という性格を持つもの等が、出来すべき素因はこの義解の明法説にはまつたく存し得ないである。

次にまた、この為里条の後段の法文と結句の義解とは

若山谷阻險。地遠人稀之処。随便量置。

謂ふは、若し十戸に満つれば、上法に依つて、別里を立つ。若し満たざれば、伍をして相保らしめ、大村に付くる也。

というのであつて、ここでも地勢とか人口とかの条件に伴つて随便量置される時には、十戸以上では正式の里となり、一方九戸以下では大村に付けてしまうのであるから、里の外に分置されるわけではない。即ち義解の解する処にしたがう限り、この為里条ではその前段からも後段からも、余戸に比定すべき里以外の戸集団の、成立すべき素因は全く発見できないのである。

それならば、余戸と見誤られて来たところの、十戸以上割かれて分立した少数戸の里は、果して実際に存在したものであろうか。もしもその少数戸の里というものが、どこにも存しないのであれば、私の立論も一歩退いて、それら超過分立乃至随便量置の、十戸以上の里のありかを、先ず探し求めてみる必要があるやうである。

然るに出雲風土記によると、この国の郷（令条の里）と里との数は、六十二郷百八十一里のようである。この数は伝本によつては多少の出入もあるが、六十一郷とする説に従

えば百七十八里か九里になる如くであるから、何れにしても、普通に言われており、この風土記にも記される、一郷が三里という計算にはならないのである。標準型でゆけば六十二郷ならば百八十六里であるべく、六十一郷とすれば百八十三里とならなければならない。しかるに事實は、各郡毎の郷名・郷数を識す処をみても、たとえば飯石郡では各郷について里数を記す場合、「郷別里三」「郷別里二」という明記があるのであつて、たしかに里の二つ以下しかない郷があることは明らかである。

またこれは、郷里制の遺制すなわち郷毎の里数は判然としなくなつてからについての史料であるが、元慶四年十一月五日官符所引の備前国解によると、磐梨郡は郷が六つで戸が二百九十七であり、同五年十一月三日官符所引の同国解によると、赤坂郡も郷が六つで戸が二百九十三である。

或いは創始以来の郷が分割せられたこともあつたかもしれないので、絶対的だといえないけれども、むしろ一面から別に考えると、二世紀余もの時間を經過する間には、当然相当戸数の増加もあつたらうとみてよい元慶頃にとつてさえも、なお郡の中のどこかには五十戸に足らない郷があ

つたことを知るのであり、それ故これより以前には尚さらに五十戸以下の里のあつたらしいことが推知できるように思われるのである。

右のような事情は、養老令でいう五十戸一里の原則戸数に達しない郷が、奈良朝の律令盛時からはずきりと存在したことを物語つていゝものである。そしてこのような郷(令条の里)こそが、一里六十戸以上になつて十戸以上わかたれたり、十戸以上で隨便量置されたりした、その小さな令条の里の、改称されて郷となつていたものにちがひあるまいと思われるのである。

すでに前項で見てきた通り余戸が里(後の郷)でないこととの明らかになつた上に、本項で確めた如く、五十戸から超過して割かれたり、隨便量置されたりしてできた十戸以上の小さい里は、里長を持つ正式の里であり、しかも現実にもその法規定の実施せられた結果生じたものに比定して差支えない里の存在は、出雲風土記の郷里記事やその他からも一応証し得た以上、従來の通説の如きそのような十戸以上の里が、余戸でなければならぬとするような立論の必然性は全く存しないこととなるのである。

さらにまたこれを、該条集解によつて見ると、ここでも明法諸説の述べる処はこれまでみて來たのと本質的なる差異は無いのであり、養老令下においては、六十戸を超えた里から割き立てられた十戸以上のものも、隨便量置せられた十戸以上のものもすべてが里で、里以外の独立した余戸などという戸集団は絶えてあり得ないことを示すのは、全く義解の説に同じいのである。さればこそ集解にも私見にふれる限りでは、前に挙げた賦役令仕丁条古記の一箇所以外には、全く余戸などという語がないのである。だから嘗て板橋氏が前掲の論文中に「一体余戸という言葉は義解にも集解にも見当らぬようである」^⑤と述べられたのも、一応無理なきことであつたのである。

しかしながら、たとえ一箇所であつても、古記には貴重な記述があるのである。この形迹は実に尊重しなければならぬ例であろう。それにもかかわらずこの貴重な例を持つ古記説については、古來の為里条第一句の義解をよりどころとしてゐる人びとにおいて、おなじ第一句集解内における古記説をば、余戸成立問題に關して考慮せられた例は未だ無いようである。結局先学の樹てられた通説において

は、為里条第一句の義解説の法条解釈による場合の外には、余戸成立の根拠となるものを認めていないわけである。そのわけは、第一句の古記では里が六十戸以上になつた場合の処理が、三十戸宛二里に均等分立するという規定になつてゐるからであらうと思われる。なるほどこれでは同数戸宛二分したのであるから、余戸という名をつけるにはまことに不適當なる場面となる。戸令為里条第一句に余戸成立の法的根拠を求める立場の人びとにとつても、古記説の語る大宝令下ではその可能性がないとされたらしいことも、決して理解し難からぬことであつた。

しかし事實は前述の如くに、養老令下のことを表す義解説や集解の諸説には、絶えて余戸の語なく、大宝令下のことを示す集解古記のみに余戸の語があるのである。しかもこの古記の為里条第一句に関する三十戸二分説の由来は、あるいは大化以前に三十戸一里制^①があつたとして、その遺習であることによるものかとも考え得るので、もしそうであるとするれば、大宝令以前の諸令の為里条についての先行の諸義解説も、おそらく同様の説だつたのではないかと思われる。そうなるると律令為里制度の初めから、この条文のこの

句からは、余戸は発生し得ないことになつてしまふ。既に田中氏^②なども、この第一句古記の三十戸宛二分して里とするというのは、余戸の説明では無いと言つて、この句から余戸の生れてくることは否定されるようである。

畢竟するに、大宝令下古記の時代に賦役令によつて明法家の注目する存在として余戸は存在はしたが、しかし古記でも戸令為里条第一句からは生じ得ず、どこか別のところから生じたとみなければならぬということになる。

養老戸令為里条について、義解説・集解によつて法意を検討してみると、余戸なるものが発生する素因は無く、明法諸家にとつても全く研究検討の対象にならなかつたらしいと理解せざるを得ない。それを敢えてこの養老戸令為里条に余戸発生の原因を求められた先学の考察は、決して単なる推察だつたわけではあるまいと思われるけれども、もしそうならその根拠は果してどこにあつたものなのだろうか。不幸始唱者たる近世の碩学信友などは、世を隔てて確め得ないことが残念である。

① 令集解・令義解は新訂増補国史大系本を用い、皇学叢書本令集解を参照した。

② 日本古典文学大系本と田中校本とを併照した。

③ 新訂国史大系本類聚三代格前篇三一四頁。

④ 同右三一五頁。

⑤ 『岩手史学研究』一三〇一五頁。

⑥ 曾我部静雄博士「我が律令時代の里と郷について」『史林』三三卷五号。

⑦ 前引『例会記録』一二頁。尚この記録は会員配布用の非公開の性格を持つもので、取められる論は必ずしも定稿ではないと断られるものであるが、特に許諾を得て引用したものである。以外の処における該記録についても同じ。

四 余戸成立の根拠とその戸数

養老戸令為里条とその解釈からでは、どうしても余戸の成立はあり得ないことは右にのべた通りであるが、それにもかかわらず余戸の存在したことも明々白々の事実である。それ故余戸の成立については、従前の殆んど諸説がその原因とした、養老為里条とその解釈の外に要因を求めねばならないことになる。そしてその因は必ず存在しなければならぬ筈である。

養老令には求め得ない余戸の語が、たびたび言及した通り賦役令集解古記にはあるのであるから、大宝令下か或い

はそれ以前に存在していたと考えねばならないが、その大宝令下でも、為里条(殆んど養老令と同じであろう)の第一句からは成立素因の求め得ざること、該句の集解古記によつて明らかにした通りであつた。

このような前提に立つて、もう一度為里条集解の明法諸説を熟視すると、終末の「随便量置」の句につけられた、古記の、

便に随つて量り置くとは、謂ふは、廿五戸以上なり。但し廿五戸以上に足らざれば、長を置かず、保長を以て催驅せしむるのみ。

という説のあるのに逢着する。ここでも随便量置の里は義解のそれと同様に特例戸数で正式の里として成立し得る。そしてこれでは義解の十戸以上というに對し、廿五戸以上という単なる数量差があるにすぎない。だからこの廿五戸以上の随便量置里は、あくまでも里長を有する正規の里であつて余戸ではない。

ところが「廿五戸に足らずして里長を置かない(即ち里ではない)戸集団」がある。それは義解によると、あの十戸に足らずして大村につけられてしまうものに當るのである。したがつて養老令下では全く普通の里の一部分を構成

するものとして、没し去つてしまふにすぎないものなので

あるが、古記では、〃保長を以て里長に準ずる催驅の職掌を行わしめる〃のである。したがつてこの廿五戸未満の戸集団は当然里ではない。だが保長によつて里長に準ずべき職務を執行されているのだから、極めて里に近い性格を持つているものといえる。いわば独立性の強い「淮里戸集団」とても呼ぶべき存在なのである。そしていうまでもなくその状態は、「さと」と呼ばれるにふさわしい自然の小村落である場合が、最も普通であつたであろう。

何処かに求められなければならないとすれば、この法解釈にこそ、里に近似していて正式の里にあらざる、余戸といふ戸集団の、成立の根拠があるものと見るべきであると、私は考えるのである。これ以外にはどうしても、その成立の法的根拠となるものは、求めることが、不可能のよう思われるのである。

出雲風土記などと共に、大宝令下に余戸の法的に存在したことを示す、令条関係の稀少の一例たる賦役令仕丁条集解の古記説は、

問ふ、余戸二里、合して五十戸に満つるは、仕丁を差すか否か。

答ふ、差すべし。

というのである。もちろんこの「合して」と訓んだ箇所は、単に「五十戸に満つ合きは」とも読めるが、何れにしてもこの条文に関して、古記説がその法意の解定を行うに当り、最も疑義の生ずる予想可能性の強い場合とした余戸の戸数は、二つで五十戸になるかならないかという状況であつたのである。のみならず、どうも原則的には余戸二つで五十戸にはならないのであるが、余戸成立後における戸数の増加などで、それが五十戸になる特殊の場合も考慮されるために、このような解説を加えたもののように受取れるのである。

仕丁条集解古記の云うところが、余戸二つで五十に満たないのが通常であることを示すものであるとすると、一つで廿四戸以下即ち廿五戸未満であるという余戸の戸数は、私が為里条集解古記の、結句の解釈の中に見出して余戸成立の根拠と見た、この廿五戸未満の「淮里戸集団」の戸数と全く一致するものである。恐らくこの廿五戸未満というのが、法解釈の上における標準型余戸の戸数を示すものとして良いように思われるのである。

一方現実にも右の法解釈に見える廿五戸未満が矛盾なく表れているかどうかを、一応出雲風土記によつて辿つてみよう。意宇郡の場合には、里二つと云う意味ともとることゝができ、そのような立場を明らかにする説もあることは、既に第一の項において指摘した通りである。もしそうだとすると常識的に考えて、余戸の戸数は三十乃至三十四ぐらいになるわけで、神龜四年編戸以後の増加としては少しく多すぎる如くであるが、この割註が「大二里」であるかは既に問題であるし、仮にもしそうだとしてもそれならば、二里こざとしかなくて、郷になる条件には一里不足だというような形のもの、すべて余戸になつてしまひそれで、第三の項でみた里二つの郷などは、存在しないことになりはしまいかと思われるのである。だから単に二里こざとという数量的法則だけから余戸は成立するわけではないのであり、どうも出雲風土記の余戸記事からは、その戸数は求められそうにも無いと考えられる。

五 余戸の語義とその地理的位置

余戸という語の意味を、先にもふれたように「余戸郷は蔽

然と一村を形成しているものであり、しかも斑田に与らない特殊な村落であつた」と定義された板橋氏の説に対し、「余戸」という語に然る異質の戸こぞという意味の言語概念を認めることは不当であつて、(里を編成する上で)余つた戸こぞという意味以外は求め難いことを、私はその際指摘したことがあるが、余戸の「余」を「余つた」という意味にとることについては、余程特殊の考えを持つ人以外には異論があるまいと信ずる。

それならば、「余つた」ということの実際は、如何なることを意味するであろうか。普通に言えばこの「余る」は、「里を編組して(すなわち五十戸の組み合せの外に)余る」ということに受けとられると思う。通説が六十戸に満ちて分立せられた十戸以上の里を余戸と推定したらしいのは、恐らくこの語義をかく理解したためのも理由の一つであろうと思う。しかしそれが決して正しくはなかつたことは、これまでのべて来た通りである。

これに対し私の考える「余る」の理解は少からず異つてゐるのであるが、それは次のように考えるからである。何回も引用するが、やはり出雲風土記に解決の手がかりがあ

る。例えば意宇郡の場合の、

合郷二十一冊 余戸一 駅家三 神戸三六里

という書式である。すなわち合計して郷（令条の里）は十一あり、余戸一は駅家三や神戸三と共に郷の枠外に記されるような形で存在するのである。

更に、元慶の格に引くあの讃岐国解もまたそれと同じい。すなわち、

山田郡十郷余戸

という書き方で、余戸は郷の外に在つたのである。これらことは、余戸は正常の郷里数の枠外に正しく余つて存在する戸集団であることを示す書きぶりである。私の考える「余る」は五十戸の里の外に余るのではなく、正常郷里の枠外に余るのである。

一方私の余戸として求めた、戸令為里条集解古記の、隨便量置の里に足らずして、ほぼ独立存在した「淮里戸集団」も、正式の里でもなく、他の里に附けられたものでもなく、——郷里制では郷でもなく、郷の下に附く里でもなく——、まさしく正常里数の枠外に宙ぶらりん、余つて存在したものに外ならなかつたのである。

若し通説の如く、六十戸に満ちたために、五十戸から超過した部分だけ里として分立せしめられたものが余戸であり、「余る」の語義もそれだけの範疇しか意味しないものならば、史料はずべて郷（令条の里）の枠内に余戸を記す書式であつて良い筈である。

それなら、その余つた余戸はどのような地理的条件の処に多いのであろうかをみよう。そうすることによつて「余る」ことの実体が確め得るだろうと思われるからである。

先ず吉田博士の『大日本地名辞書』に出ているのをみると、アマ・アマベ・アマンベ・アマリ・アマリベ・アマルベ・アマルメなどの音を持つ地名が、一二五ばかり数え得る。もちろんこれらの中には、たとえば筑前の海人部関係などのように、余戸には関係のない類似音地名もあろうし、又は別の語から転訛したものもあろうから、教えてはならぬものもあり、一二五というのは数的には極めて不正確なものに違ない。それ故かかる音のものすべてを余戸に当てることは、甚しく正鵠を失するものである。よつて今にアマル（リ）ベを地名として残していたり、名は残らぬとしてもその地域を余戸としてほぼ確実視されていて、とり

挙げて不都合の無いものの幾例かをとりあげてみる。

大和国南葛城郡のそれは、金剛・葛城山系に西を、吉野・高野の山々に東南を、それぞれ囲まれていた群山の麓に在り、河内国南河内郡のそれは、金剛・葛城の西の谷間に在つて、正に峽間の故に中世には甲斐荘と称した程であり、丹後の余戸は舞鶴灣の東岸を成して海に突出し、北は一二〇m前後の山を越えて海に到り、東は東舞鶴の入江に臨み、西南は三〇六m余の五老嶽の峯が連つて居り、南は白鳥峠によつて外部と隔てられている。現在西舞鶴や東舞鶴からの道路はトンネルを通つて余部（現在はこう書かれてゐる）に通じているのである。

但馬美方郡の余戸は、倭名鈔の美含郡のそれに当るが、現在は殊に地理学者の間に有名な処だと云うので、これも他のそれと同様に兵庫県美方郡香住地区の五万分ノ一図によつてみると、余部村余部（他のそれも同様であるが、使用地図は昨今の刊行にかかるものではないので、現在は町村合併などで町村名には若干の変更があるかもしれない）は、北に浜という入江、西に長さ二〇〇〇mも越えようというトンネルを持つ標高五五〇・七mの山塊を控え、西南に四六八・八mの

蓮台山、南に六七〇・九mの久斗山の連峯が横たわり、東には三三四・五mの庵月山がさえぎり立つて、その南側の鞍部を船越峠が通じ、庵月山よりは更に谷一つを越えて二八四・一mの尾根が蓮台山に相對して迫つて居る。そしてその谷間に余部の村落があり、「よろい」駅を出て西行する山陰線の汽車は、数多のトンネルをくぐつて、やがて有名な大陸橋がその谷の上を東から西にまたがつて居るのを通るのである。正に今に生きている「山谷阻険」の典型といふべきである。

播磨揖保郡の余戸は、西は揖保川を越えて山地に對し、東に小山ではあるが二六mの京見山あり、南は今の余子浜において播磨灘に到つて居る海浜である。伊予温泉郡のそれは井手川石井川の合流点として、甲斐北巨麻郡のは御勅使川岸に位置して、それぞれ限界づけられており、相模愛甲郡のそれは奥深く入り込んだ山村である。

更に余戸の豊庫とも云うべき東北地方に眼を転ずれば、磐城石城郡のそれは鮫川にさえぎられてその北岸に位置し、同国双葉郡のは海浜におしつけられている。陸前宮城郡の余戸は多賀と科上との間の狭隘の地であり、現在「余目」

の名を存して七北田川のほとりにある。高くはないが東と北西とを丘陵にさえぎられ、平地の一部分が仙台平野から山地の中に突出した形の地形になる。同国加美郡のそれは大崎平野の曠野の中に、正に地遠（そして多分人稀）の位置を有し、玉造郡のそれは奥羽山脈の懷に抱かれた極めて付きの山間であり、志田郡のものは郡境の辺地にあり、遠田郡の余戸は江合川に限られ南側は郡境をもつて阻まれている。桃生郡のそれも海岸まで迫っている山脈に、背を庄せられた様な海添地区にあり、牡鹿郡のは山多き半島部の中に存在するのである。

出羽の方に互ると、羽前東田川郡のそれは、今日「余目」^{あまるめ}とよばれて現在も最上川に北と東とを限られ、西は赤川によつてさえぎられた氾濫原であつて、順調なる開拓の行われた処ではない。羽後由利（鈔の飽海）郡のそれは東北第一の高山島海^{たけのしまうみ}の山懷を深く辿り登つた麓であり、同じく雄勝郡のは岩崎川上流の奥羽山脈西麓の山村にあたる。また地名辞書などにはのせていないが、同じく羽後平鹿郡では今は「余目」と呼ばれていて、雄物川の氾濫原にあり、現在は支流の旭川と大戸川とに挟まれて、その落合いに近い

処にある。あたかも最上川流域のそれと軌を一にしている。最後に^⑨出雲風土記に見える余戸の地理的位置をみよう。

意宇郡のそれは筑陽川の流域にあつて、恐らく川原を中心としていると思われ、神門郡のそれは石見の国境に亘して、西に一一七二mの三瓶山そびえる須佐川の峡谷である。島根郡のそれは半島の山蔭に南を抑圧され、海に北を限られている。楯縫郡の余戸は荒海に突出した岬の形で存在するのである。

以上見た通り、何れの余戸も、文字通り「山谷阻険、地遠」の処か、或いは郡界によつて人為的に、或いは海岸や河川によつて自然的に、境を限られる処に存立しているのである。おのずからその多くは「人稀」でもあつたことであらう。

このような事情は、近く村山氏が「出雲国の余戸は、主として海岸・河岸・郡界・山間僻地に設置された」とし、更に河内国錦部郡（以下国郡字略）・但馬城崎・播磨揖保・同傍磨・伊豫伊予・信濃小県・陸奥宮城・同信夫の八余戸について注目し、「僅か八例にしかすぎないけれども、偶然に残つた余戸の地の大部分が、前にみた出雲国の余戸里

と同様に、矢張り郡界・海岸・河岸・山間僻地であることは実に興味ある事実である」と述べられたのとも全く一致することである。

- ① 『岩手史学研究』一三三号。
- ② 同右一五号。
- ③ 出雲風土記地図(『出雲風土記の研究』所収)による。
- ④⑤ 前引「除戸について」三四九頁。

六 余戸の分布

余戸の存在を全国的に把握するためには、先にもふれた如く、律令制下盛時の余戸の知得には、史料的に極めて限界があり、今の処やや時代の降る倭名鈔以外には、適當なる史料がない。今それによつて、全国の余戸郷分布を表示してみると、別表の如くなる。

この本による限り、倭名鈔では九六郷は確實に余戸郷と呼ばれて居り、「全戸」とあるのを余戸の誤筆・誤写かと思れば一〇〇の余戸郷があることになる。

この数は板橋氏によると全郷数の二・七%にすぎない(これは一〇〇郷として数えた場合であるが、概数として余戸の少さを示すには、多少の出入は大した問題ではないのでこのまま引用

する)のであつて、氏は通説の如きものが余戸では、そのパーセンテージがあまりに低すぎると論ぜられた。私もその指摘は妥当だと支持して置いたが、第一の項註②の村山氏の「郡単位最後の割余り説」も、やはり「その数は決して多いとはいえない」ということに閉する発疑も一つのうちづけとなることによつて成立したように察せられる。

この倭名鈔の数字は、正確な意味では所詮律令盛時の余戸の数を観て取る極め手にはならないのである。というのは、倭名鈔の余戸というのが地名化したものであつて、法規の定めたままの余戸だつたわけではないし、その地名化した余戸の痕跡さえも、すべて把握し得るものでないことは、前にも触れた出雲諸郡の場合などでわかつている通りに、郷に昇格の際には名称の変る(余戸という名でなくなる)形式のあるのも明白だからである。そして更に前にも引いたように、吉田博士の説かれる如く、倭名鈔が海部・漢部などまで混同して余戸するものであれば、この正確性は一層乏しいものとなるわけだからである。

倭名鈔を抛り処とただけでは、その様なわけ故、とても余戸の行われていた時についても、陸奥・出羽に多かつた

分布から東国と近畿周辺の二大ブロックに収縮したと考えられたのに対しても、無条件には賛成し難い。如何なる資料(即ち氏の云う底本)も全時代の全余戸を系統づけて伝えるとは思われないし、また同じ近畿周辺でも倭名鈔に余戸の伝えられる国と全く残らない国とがあつて、その両者の間に、氏の指摘される人口増加・律令制励行・村落構成などの点で、必ずしも明瞭なる差を見出し得る訳でもないようだからである。

しかし、陸奥・出羽などに於いては、余戸が名が変わらず地名化して残存する率が高かつたということ丈は確実に云えるし、更に一步を進めるならば、次のようなことは大勢として断定できそうである。

先ず奥羽の両国では倭名鈔において、陸奥では全郡中の1835、出羽では同じく611即ち1/2強という具合に郷名として残つている。陸奥の遠田郡では二郷しか無いのにその一つが余戸郷であり、牡鹿郡・賀美郡・志太郡などでは、各郡共総郷数三のうち一つが余戸郷である。されば如何に郷数の少い処でも余戸は存在し得たのであり、同時にまた余戸存在の盛時には、その数が倭名鈔時代より多くはあつ

ても少くはなかつた筈であるから、当初から東北地方に余戸の多かつたのは事実として理解できるのである。

これに対して九州地方には、附表の通りに倭名鈔で絶無であるばかりでなく、余戸制が盛行していた筈の時代の豊後・肥前の両風土記などにも、郷里数は明記されているにもかかわらず、余戸なるものの記載は無いのである。西海道においてはもとから余戸が無かつたか、あつたにしても非常に少かつたということは確実視されるのである。その上、この西海は東北の地方と共に、他の地方より遅れて大和国家の政治下に入つたのはもちろん、南九州の開拓などは、東西南部地方よりも遅れて居りこそはすれ、早い時期から行われたり、進んでいたりしたものではない。

倭名鈔の記載によつてみると、各郡内の郷数の、三郷以下の少ないものが、両地方で、たとえば薩摩では一三郡のうち一〇郡あり、その一〇郡の中でも三郷のもの三、二郷のもの四、一郷一郡というものが三というありさまであり、陸奥では一郡三郷以下のものが一〇郡、そのうち三郷のもの六、二郷のもの四というが如き有様であるのとよく似ている。即ち薩摩では陸奥より以下の郡郷充実状況であ

つた。ところがこの良く似通つた両地方で、陸奥では余戸の名が倭名鈔までよく残つたのに、薩摩では全く無く、それともあつたのが皆名が變つたのであるとは思われないのである。どうみてもこれは、風土記事の残つている他の西海諸国と同様に、初めからなかつたものらしい。この事はすなわち、開拓状況や郡郷の設置のし方の似ている地域間にあつても、余戸の存否については、初めから必ずしも同じ状態では無かつたことを示しているものである。同じ様な条件の国々の間でも、その当局者によつて余戸の建否が左右されるものであつたと理解せざるを得ない。

だがこのような論は、全日本的に押し拡げては適用するわけには行かない。というのは、同じ様な地理的地帯である山陰の国々について、倭名鈔で見ると、丹後には五郡中余戸は加佐郡に一郷、但馬は八郡中余戸は城崎・美含の兩郡に各一郷、因幡は七郡に余戸無く、伯耆は六郡で、出雲は一〇郡で、石見は六郡で三国共に余戸は全く無いというありさまで、一見した処では、丹後と但馬とはその東部の丹波や北陸の若狭・越前などと同様余戸があるが、同じ山陰諸国でも因幡以西は余戸は無く、この事態も陸奥と薩摩と

の間にある如きものだとも考えられようであるが、私共は因幡から石見までの中にある伯耆と出雲とに、風土記では余戸のあつたことを既に知つていたのであり、また讃岐国山田郡では元慶まであつた余戸が、倭名鈔には通常郷になつていて余戸の名を止めないことも知つていたのであるから、重ねていうが鈔における余戸の伝来度は必ずしも余り高くなく、因幡・石見兩國にも、もとはあつた余戸が後に正式の郷（古ければ里）となる際に、出雲などの例の如く名が改まつたものかもしれないと、一応の考慮をほらうことが必要だからである。

如上、史料上の余戸分布から我々の確知し得たことは、初め余戸があつても後その名が改められて伝わらない国もあつたが、初めから余戸の多い国と少い（或いは全く無い）国とがあつたということである。そして余戸の存否のこのように不整である事實は、一に私が余戸成立の法的根拠と認めたところの、彼の「隨便量置」なる語が、極めて解釈上に度合差の生ずべきことに起因するものと考えられる。即ち「隨便量置」の理由になるのは「山谷阻險、地遠人稀」という条件であるが、集解の「釈云」によれば、この

際「隨便量置」の里が設定されるべき地勢条件は、「臨時処分」であつて臨機に定められることになつてゐるのである。それ故古記によつて保長催駆する廿四戸以下の「淮里戸集団」を設定するについても、この地勢条件は、同じく臨機に定められたにすぎないであらう。勿論古記などでは、地遠というのは具体的に言うところ「一日程以上」であるとしてゐるのであるから、仮に地遠については、實際上明示されてゐたものだとしても、尚「阻險」と「地遠」という二者は、それぞれ独立した条件であるとするのが、集解諸説の共通した解釈であるから、古記の立場においても、「阻險」の方については、全く判定者の裁量にまかせられて決定された筈である。或る国司(あるいは郡司かとも思われ、村山氏などは明確に「国郡司の決定に委ねられていた」^⑤)と、国司・郡司共決と見られる如くであるが、国によつて余戸の多いや無いのやがあることをみれば、むしろ国司の意によるものと見るべきであらう。そして九州では大宰府の統一見解に基いたものと思われる)は阻險とすることも、或る国司はそれほどでも無いと考えることは、普通にあり得ることであるから、隨便量置の法からこうした差が生れて来ることは正に当然であつた。

- ① 正宗纂訂本。
- ② 前引『岩手史学研究』一三号論文。
- ③ 前引『史学』三十一卷一―四号論文三四三頁。
- ④ 前引『弘前大学国史研究』論文四。
- ⑤ 同③、三六一頁。

おわりに

余戸が令条の里でも、郷里制の里でもなく、通説の如く、戸令為里条第一句の義解からは、生れるものではあるまいということを明らかにし、さらにその依つて生ずる法的根拠を、為里条結句の集解古記の解義の中に求めようとする私見を述べ、実地の余戸の地理的条件によつてもその妥当性の認め得ることを確めたのである。と同時に余戸が正式の里(靈龜以後の後)となる際の名称に二様式があることや、倭名鈔の余戸郷記事が必ずしも律令盛時の余戸の遺教を忠実に伝えないことなども、関連して明らかにし得たのである。

けれども、小稿だけでは充分に意を尽さぬ点もあり、またなお解明の充分に行届かない点も残された。それ等のことは考究を続けたいと考える。(五八・八稿
五九・七稿)

Nature of Geography

by

Zenzô Miyagawa

Hartshorne's theory, which regards geography as a regional and synthetic science, is sure to be in the main current of the modern geography, but it cannot be in the main current of the modern geography, but it cannot be said to grasp the full nature of geography, with its one-sided emphasis of researching method.

As compared with this, that we define the researching object of geography as land, a place of human life, enables us to offer geography as a land and place science from its objective emphasis.

Then, in modern geography, thinking the method and object together in geography, we are due to say that its nature consists of a regional science in land and a synthetic science in place. The core of geography that has the above-mentioned nature is now in course of construction, with a great change in its modern system.

On *Amaribe* 余戸

by

Naoyoshi Nino

In spite of some contrary opinions, there is a generally accepted opinion that *Amaribe* 余戸 means *Ri* 里 of ten families, according to the *Koryôirijô* 戸令為里条. *Izumofudoki* 出雲風土記 or other sources, however, denoted that *Amaribe* 余戸 was neither *Gô* 郷 *Ri* 里 of *Ryôjô* 令条 nor *Kozato* 里, but a village without usual *Gôri* 郷里.

Researching villages of this character, we understand that *Amaribe* 余戸 means '*Jun Riko-Shûdan*' 準里戸集團 or a group of semi-*Riko* 里戸, according to the explanation of *Shûgekoki* 集解古記 on *Koryôirijô* 戸令為里条. Also in the geographical condition *Amaribe* situated only in sheer valleys, or in remote regions probably untrodden by men.